

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第 16 号）

○件 名 警察本部交通規制課に県道上の違法看板について相談した看板の設置根拠等の部分開示決定に対する審査請求について

○開示請求等の状況

- 1 開示請求年月日 平成 27 年 2 月 27 日
- 2 開示請求の内容 本日、県警本部の交通規制課に相談した看板の設置の良し悪しの判断及び根拠が分かる資料(決裁も含む)の開示請求（以下「本件開示請求」という。）
- 3 決定年月日 平成 27 年 4 月 7 日
- 4 決定内容 部分開示決定
- 5 審査請求年月日 平成 27 年 4 月 21 日
- 6 審査請求の内容 本件処分は部分開示としているが、根拠が示されず、これを不存在とも明記しないまま、不当に保有個人情報部分開示決定として決定通知した。本件開示請求の趣旨に沿った保有個人情報の全面開示を求めるというもの。
- 7 諮問年月日 平成 27 年 5 月 21 日
- 8 答申年月日 平成 28 年 6 月 17 日

○答申の概要

<審議会の結論>

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成 27 年 4 月 7 日付けで行った保有個人情報部分開示決定（富交規第 989 号。以下「本件処分」という。）で非開示とされた情報のうち、公開情報として取り扱われている様式の部分、保有個人情報の表題の上部に記載された情報及び「措置結果」欄の非開示情報並びに「情報集約責任者等の意見」欄及び「所属長の意見」欄にある警部相当職以上の警察の職員の印影については、開示すべきである。

<本件処分に対する審議会の判断>

1 本件保有個人情報の内容

実施機関は、本件開示請求に対し「警察安全相談簿（平成 27 年 2 月 27 日受理）」（以下「本件警察安全相談簿」という。）を当該保有個人情報と特定し、次のとおり本件処分を行った。なお、「警察安全相談簿」の様式については、公開情報とされているものである。

ア 本件警察安全相談簿のうち、「決裁、受理者のうち、警部補相当職以下の職員の氏名が分かる部分」は、条例第 15 条第 3 号ウの富山県個人情報保護条例施行規則（平成 15 年富山県規則第 78 号）第 10 条で定める職にある警部補及び同相当職以下の階級にある警察官職員の氏名が記載されている。この部分は、開示請求者以外の個人情報であるから、条例第 15 条第 3 号に規定する非開示情報に該当し、非開示である。

イ 本件警察安全相談簿のうち、「危険度、措置結果、意見欄、情報集約責任者等の意見及び所属長の意見の情報」は、警察部内において審議、検討した内容が記載される部分である。この部分は、条例第15条第6号に規定する非開示情報（審議、検討等情報）に該当するから非開示である。また、当該情報のうち条例第15条第7号（行政運営情報）に該当するものについては、当該理由によっても非開示である。

2 本件処分における保有個人情報の非開示情報該当性

(1) 公開情報とされる様式の非開示について

実施機関は、本件処分で公開情報である「警察安全相談簿」の様式の一部を非開示としている。しかし、諮問機関である富山県公安委員会（以下「諮問機関」という。）からは、条例第15条各号に掲げる非開示理由に該当する具体的な理由は示されなかった。

また、条例第16条第1項には、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第8条第1項ただし書のような有意な情報が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務を免除する規定がないことから、有意な情報が記録されていない「警察安全相談簿」の様式の部分は、開示すべきものである。

(2) 条例第15条第3号（開示請求者以外の個人情報）該当性

審議会が当該保有個人情報を見分したところ、諮問機関の説明のとおり、本件警察安全相談簿の上部の決裁欄中の係員欄中の印影及び「受理者」欄に記載の受理者氏名及び印影は警部補相当職以下の職員のものであり、条例第15条第3号ウの規則で定める職に該当するから、これら箇所について、実施機関の非開示決定は妥当である。

一方、実施機関は本件処分で「情報集約責任者等の意見」欄及び「所属長の意見」欄に押印された警察職員の印影を非開示としているが、審議会が見分したところ、当該印影は警部相当職以上の職員のものであり、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるため、これらは開示すべきである。

(3) 条例第15条第6号（審議、検討等情報）、第7号（行政運営情報）該当性

① 文書の表題の上部の非開示箇所について

審議会が見分したところ、相談受理者が記載する内容は、様式中の「□」の部分に単にチェックマークを付する、又は付さないというものであるが、これら以外の、本件警察安全相談簿の様式の部分は、上記「(1) 公開情報とされる様式の非開示について」のとおり開示すべきものである。

また、諮問機関が主張するとおり、当該「□」のチェックマークの有無の開示による外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがあることは否定しないが、本件処分に限ってみれば、具体的な犯罪捜査、取調べの端緒となる記載は窺えないことから、当該非開示部分については、開示すべきものである。

② 「危険度」の欄の非開示について

「警察安全相談簿」の様式において、「危険度」について記載する欄が数箇所設けられている。

「警察安全相談簿」が捜査の端緒となりうることに鑑みれば、「危険度」欄は、事案に対する判断や評価を記載したものであり、これが開示されれば、捜査動向の推測に繋がり、関係者によって対抗措置を講じられるほか、相談者等に誤解や憶測に基づいた行動を生じさせるおそれがある情報である。

これは、条例第15条第7号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、違法若しくは不当な行為を容易にし、外部からの干渉を受けるおそれのある情報と判断できるものと認められる。

よって、当該情報を非開示とした、実施機関の非開示決定は妥当である。

③ 「措置結果」欄の非開示について

「措置結果」の欄は、相談の受理段階において、所属長等による決裁を前提とした、相談受理者の措置結果を記録する部分である。

審議会が「措置結果」欄を見分したところ、様式として公開された各選択項目があり、それに対応する「□」の欄にチェックマークを付す、若しくは付さないこと、又はチェックに付随した個々の記述により、受理した相談についての状況、対応等が記録されており、当該「□」の欄のチェックマークの有無の開示、又は個々の記述の開示による外部からの干渉、圧力等を受けるおそれは否定できない。

しかし、実施機関は、本件処分で本件警察安全相談簿の「措置・処理内容」の欄に記述された内容をすべて開示している。審議会は、「措置結果」欄と「措置・処理内容」の欄とは、一体として開示、非開示について判断されるものであると思料するが、本件処分に限ってみれば、そのような判断に基づかず、「措置結果」欄を非開示としたことについて妥当とは認められない。

また、本件処分に限ってみれば、当該「措置結果」欄の開示による外部からの干渉、圧力等を受けるおそれについても明らかに認められない。

よって、当該非開示部分については、開示すべきものである。

④ 「意見欄」、「情報集約責任者等の意見」及び「所属長の意見」の欄の非開示について

「意見欄」、「情報集約責任者等の意見」及び「所属長の意見」の欄は、相談受理者の措置結果に対し、それぞれの決裁過程において指示や措置方針等が記載される部分である。

各々の欄には、措置結果又は情報集約責任者等の意見を追認する旨の意思決定がされたことをチェックマークにより表示するため、当該チェックマークを付するための「□」が様式として整備されている。また、これとは別に「情報集約責任者等の意見」の欄には、複数の「□」のチェックマークを記入する部分があるが、これらは、情報集約等責任者等が当該相談等の案件について担当させる部を判断した結果を簡易に表示するため、あらかじめ様式として規定されたものである。

「警察安全相談簿」が捜査の端緒となりうることや、「意見欄」、「情報集約責任者等の意見」及び「所属長の意見」の欄は、事案に対する対応や措置を具体的に指示したものであり、また、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、検討、決定等の過程が重層的、連続的に行われることにも鑑みれば、事前に開示することは、捜査動向の推測

に繋がり、関係者によって対抗措置を講じられるほか、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがある情報である。

これは、条例第15条第7号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報と判断できるものと認められる。

よって、上記「(1) 公開情報とされる様式の非開示について」において開示すべきとした様式の部分を除き、当該の非開示部分について、実施機関の非開示決定は妥当である。

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成27年 5月21日	諮問機関から諮問書を受理
平成27年 6月 9日	諮問機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 7月 9日	諮問機関から非開示理由説明書を受理
平成27年10月26日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成28年 1月12日 (第51回審議会)	諮問事案の概要説明 諮問機関から非開示理由等を聴取
平成28年 2月23日 (第52回審議会)	審査請求人から意見を聴取 審議
平成28年 3月29日 (第53回審議会)	諮問機関から非開示理由等を聴取 審議
平成28年 4月25日 (第54回審議会)	審議
平成28年 6月17日 (第55回審議会)	審議及び答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
澤田 稚佳子	元高岡市福祉保健部理事	
飛田 久子	富山県婦人会理事	
西岡 秀次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細川 俊彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長

《参考》

●富山県個人情報保護条例（平成15年3月19日富山県条例第1号）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 （略）

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（略）に記録されているものに限る。

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)、(2) （略）

(3) 開示請求者（略）以外の個人に関する情報（略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア、イ （略）

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4)、(5) （略）

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ～オ （略）

(8) （略）

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 （略）

●富山県個人情報保護条例施行規則（平成15年12月26日富山県規則第78号）（抜粋）

（氏名を開示しない職）

第10条 条例第15条第3号ウの規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職とする。

●富山県情報公開条例（平成13年6月27日富山県条例第38号）（抜粋）

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 （略）